

# 産業医・衛生管理者が 皆さんの職場を定期的に巡視しています

## 職場環境改善は職場巡視から

附属病院と  
矢巾キャンパスを  
交互に巡視



- ▶▶▶ 職場環境を安全・衛生の両面から点検し、安全衛生上の問題点を見つけ出して改善することを目的としています。
- ▶▶▶ 労働安全衛生法および労働安全衛生規則では、衛生管理者（週1回以上）や、産業医（月1回以上）の職場巡視が義務付けられています。
- ▶▶▶ 巡視日の1週間以内に、ご所属へ実施連絡をしています。
- ▶▶▶ 内丸地区の職場巡視は、内丸の衛生管理者や産業医が実施しています。
- ▶▶▶ 同様の指摘事項が多いため、[下記の表を参考に、改めて職場環境を見直してみましよう。](#)

主な指摘事項	改善内容
照度の改善	暗すぎず、明るすぎない程度に調整、ブラインドによる光量の調整、照明の追加 ※特に移転時よりレイアウトを変更し配置した場合
書類等の散乱 机下の私物・書類置き	整理整頓し十分な作業スペースの確保 パソコン適正姿勢確保の為撤去
棚・ロッカー等の未固定 棚・ロッカー上・出窓の積載物	要固定 撤去（棚上、出窓周辺には物を置かない）
換気口、コンセント周りの汚れ	定期的に清掃
VDT(パソコン)作業状況	画面の明るさ、連続作業時の小休憩、適正姿勢の確保
消火器、消火栓	手前に物を置かない、設置場所の周知
作業場・職場への立入禁止の未表示	関係者以外立入禁止掲示
緊急時の連絡先未周知及び未表示	救急・警察・消防・緊急時本学担当部署等掲示 ※各職場で多少連絡先が異なりますので、職場の状況にあった電話番号表示

その他、禁煙・防災パトロールも実施中です。

お問い合わせ

健康管理センター（内線：5019・5022）

2024.7.31 作成